動産サポート

【動産サポート】

レンタル機械使用中により発生した不慮の事故による機体損害をサポートいたします。

◆対象機種

→建設機械・小物類等(登録ナンバー付車両・対象外機種等を除く)

◆サポート金額

→対象となる機械の時価額を上限にサポートいたします。

◆お客様負担金

→損害額の 15% (最低負担額 15 万円) 詳細は弊社営業担当へお問合せください。

◆サポート対象事故

- 1. レンタル機械の通常作業中に発生した事故(※4)による損害。
- 2. レンタル機械の保管中及び、作業中の現場内における火災による損害。(地震を原因とする火災を除く。)
- 3. レンタル機械の保管中及び、作業中の現場内における盗難(※5)による損害。
- 4. レンタル機械の保管中及び、作業中の現場内における器物損壊。
- 5. レンタル機械の運送中の事故(**6)による損害。
- ※4 通常作業とは、法令、取り扱い説明書に則した運転及び使用を指します。
- ※5 盗難とは警察への届け出を行い、警察にて盗難事故として受理された事故です。
- ※6 運送中は適確な荷締めと落下防止策を講じてください。

◆サポート対象外事故 ※「東京レンタルサポート制度共通免責規定」参照 《動産サポート》

- 1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作動油・オイル・冷却水・安全装置等)
- 2. 詐欺・横領等の不誠実行為による損害。
- 3. 不適当な管理状況(鍵を付けたままでの放置等)での盗難による損害。 4. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。
- 5. バケット、ツース等消耗品や管球類(ライト等)の損害。
- 6. 水災による損害、凍結による損害(ラジエター等)
- 7. 電気的・機械的による損害。(お客様の不注意によるエンジン焼付け等)
- 8. 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。
- 9. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。
- 10. 燃料の種類及び混合比を間違えたことによるエンジンの焼付け損害。

~サポート対象外事故例~

- 1. クレーン仕様油圧ショベルでの吊上げ荷重オーバーにより、アームが破損してしまった。
- 2. クレーン仕様でない油圧ショベルで吊上げ作業を行い、アームが曲がってしまった。
- 3. 油圧ショベルで作業中、バケットを自機のガラスにぶつけ破損してしまった。
- 4. 解体作業で油圧ショベルのシリンダーにガラがあたり破損してしまった。
- 5. クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。 6. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。 12. 河川工事等での水災、水没による破損。

- 11. 所轄警察署へ届出がない場合。(盗難、いたずら、当て逃げ被害事故)
- 12. 置き忘れ、紛失による損害。
- 13. 部品の部分盗難。 14. ガラス・タイヤ・ゴムキャタピラ・ゴム製品・ベルト・ベルトコンベアの単独破損。
- 15. すべてのシリンダー類の単独破損。
- 16. 船上作業、海上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業、その他危険度の高い現場の事故。
- 17. サポート対象外商品の事故。(ハウス・トイレ・敷鉄板等)
- 18. 危険行為による損害。(事故が予見できる行為)
- 19. 事故現場から修理工場又は弊社へ輸送するまでの費用。(クレーン代 等の引き上げ費用、回送費用、入替え費用、現場での点検費用等)
- 7. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
- 8. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
- 9. レンタル車両のタイヤがパンクしてしまった。
- 10. 養生をせずに吹き付け作業をしたため、近くに停車している建設機械を汚損した。
- 11. 用途外の使用で吊上げ作業を行い破損した。

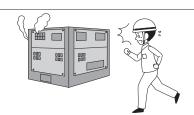
◆主な対象外事故事例



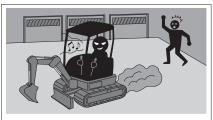
飲酒運転による事故で破損した



不適切な燃料(不正燃料、粗悪燃料等)を 入れてしまいエンジンが故障した



発電機のレンタル中に、冷却水の点検を怠った為、 機械がお暗L.た



就業後に鍵を挿したまま現場を離れ、盗難に遭った



〈高さ制限箇所での不注意事故〉高さ制限確認不足、 ブームの格納忘れ等



〈用途外使用〉バケットでの杭打ち作業によりバック ホーを破損した